

# 令和4年度茨城県職員採用選考案内 (任期付職員(公衆衛生医師)の募集)

※茨城県のホームページでもご覧になれます。 <http://www.pref.ibaraki.jp/>

## ◆ 受付期間 令和5年1月18日(水)から令和5年2月1日(水)まで

- ◇ 郵送による申込の場合は、令和5年2月1日(水)消印有効です。
- ◇ 持参による申込の場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分です。

## 1 募集分野、募集人員等

### <一般任期付職員>

募集分野	県での 職 位	業 務 内 容	募集 人員	勤務予定課所
公衆衛生医師	部長級 (管理職)	茨城県内の保健所において、所長 として従事	2名	茨城県内の 保健所

## 2 任期

令和5年4月1日(採用予定日)から令和6年3月31日まで(1年間)

※ 業務動向等により、任期を延長する場合があります。

## 3 受験資格

(1) 医師の免許を有する人

(2) 地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有する人

○地域保健法施行令

第4条 保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。

- ① 3年以上の公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- ② 厚生労働省組織令第135条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者
- ③ 厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者

注) 上記の受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・日本の国籍を有しない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

## 4 選考

### (1) 選考方法及び内容

選考区分	選考の種類	内 容
第一次選考	経歴審査	提出された履歴書及び職務経歴書に基づき、業務に関する専門的知識や経験などについて審査します。
第二次選考	個別面接	業務遂行の考え方、人物等について、質疑方式による個別面接を行います。

### (2) 第一次選考合格発表

令和 5 年 2 月 9 日（木）頃に、文書（郵送）にて、受験者全員に可否を通知します。

### (3) 第二次選考（個別面接）の日時及び場所

ア 日 時：令和 5 年 2 月 13 日（月）～令和 5 年 2 月 17 日（金）

イ 場 所：茨城県庁内会議室（予定：水戸市笠原町 9 7 8 番 6）

※ 第二次選考は、上記の期間内のいずれかの日、1 日で実施します。日時については、第一次選考の合格状況を踏まえ、個別に設定します。

## 5 最終合格者の決定

令和 5 年 2 月下旬頃に文書（郵送）にて第二次選考の受験者全員に可否を通知します。また、最終合格者には、採用内定者として必要な手続も併せて通知します。

## 6 受験手続

### (1) 申込方法

申込先に、直接持参又は郵送のこと。

<申込先> 〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

茨城県総務部人事課企画・人材育成担当（7 階） TEL：029-301-2263

※ 申込みは、持参又は郵送のいずれかの方法としますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参を極力避け、郵送による申込みをお願いします。

※ 郵送により申し込む場合は、封筒の表に「選考申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」の手続をとってください。

### (2) 受付期間

令和 5 年 1 月 18 日（水）から令和 5 年 2 月 1 日（水）まで

- ・郵送による申込の場合は、令和 5 年 2 月 1 日（水）消印有効です。
- ・持参による申込の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には、取り扱いません）

(3) 提出書類 (県HPからダウンロードできます。 <http://www.pref.ibaraki.jp/>)

- ① 任期付職員選考申込書 (指定様式第1号)
- ② 履歴書 (指定様式第2号)
- ③ 職務経歴書 (指定様式第3号)
- ④ 医師免許の写し

(4) その他

受験票は発行いたしません。第二次選考の当日は、直接会場までお越しください。

## 7 給与、勤務時間、休暇制度等

(1) 給与

- ・ 職員の給与に関する条例等に基づき、経験年数を加味して決定します。
- ・ 勤務実績により、昇給制度が適用されます。
- ・ 上記のほか条例に基づき、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当 (原則年間4.4月分)、退職手当などが支給されます。
- ・ 条例改正により変更されることがあります。

(2) 勤務時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時までは休憩時間) で、週38時間45分勤務となります。

(3) 休暇制度

年次休暇は、1年につき20日間 (採用時期に応じ最大年間20日) で、年休の未使用日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます (年間最大40日)。また、特別休暇 (夏季、結婚、忌引等) 等があります。

(4) 服務

任用期間中は、地方公務員として、地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。

なお、現在お勤めになっている会社等は一度退職していただきますが、任期満了後に再び同じ会社等に復帰されることは差し支えありません。

(5) 年金・健康保険

任用期間中は、地方公務員として、地方職員共済組合に加入することになります。

## 8 試験会場（県庁）への案内図



## 9 問い合わせ先

区分	募集分野	担当者
業務内容等に関すること	公衆衛生医師	茨城県保健医療部保健政策課 担当 関口 TEL 029-301-3117 (内線) 3112
任期付職員採用制度, 申込に関すること		茨城県総務部人事課 担当 木村 TEL 029-301-2263 (直通)

※ 茨城県のホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/>